

## 問う2つの裁判報告(7)

## ①東京大学による名誉棄損事件

前回の裁判報告でも述べたように、被告準備書面(2)は極めて簡単なもので、わずか4頁であり、ほとんどの項目には何も答えていない。また、求釈明に対しても、「答える必要はない」と「黙秘」する戦術ときた。

しかし、民訴法159条によれば、「争うことを明らかにしない場合、その事実を自白したものとみなす」とある。この点を指摘して、再度求釈明する。

いずれにしても、被告は黙秘を続けるであろうから、不法行為である名誉毀損または侮辱の内容を解明するために、小宮山前東大総長、住東大教授、元東大大学院学生山本政一郎、そして明日香東北大教授の証人または当事者尋問を申請する。

第4回口頭弁論、10年7月6日(火)1時15分、東京地裁411号法廷

## ②気象学会による論文掲載拒否事件

3月18日の敗訴でただちに東京高裁に控訴し、控訴理由書を提出したが、その内容に控訴人(原告)の主張が取り入れられていないため、準備書面を書くことになった。

しかし、「なぜ地裁で敗北したのか、準備書面で何を主張するか」をめぐる代理人と意見が合わず、代理人契約を解消し、当面、代理人なしで訴訟を進めることになった。

準備書面(1)は控訴人の書いたものを、6月11日、東京高裁に提出し、受理された。その内容は徹底して東京地裁判決批判とし、

- ①論文発表および口頭発表の権利は、気象学会の諸規則で守られている、
- ②今回の事件はふたつの科学的見解の対立、
- ③論文誤読についての黙秘は、民訴法第159条により自白、
- ④東京地裁は判決で学会の論争に介入、
- ⑤悪意に満ちた判決、
- ⑥大会での研究発表の排除は気象学会細則11条の違反、を陳述する。

第1回口頭弁論、7月12日3時、東京高裁809号法廷

6月18日(月)10時は、東京高裁の都合で変更

判決で「投稿者からみて科学的には異論が十分にあり得たとしても、拒否行為が相応の科学的根拠に基づく以上、不法行為は成立しない」とした点について、「気象学会の主流と意見を異にする論文は、今後一切気象学会誌に載せなくてもよいことになる。これは科学進歩の否定であり、定款に違反すると、徹底的に批判的陳述をする予定。

7月には、裁判が続きますが、ぜひ傍聴にきていただくようお願いします。